

議案第96号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 施設の名称 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場及び小峰庭球場
- 2 指定管理者 小田原スポーツ・文化運営企業体
代表者 株式会社スポーツプラザ報徳
代表取締役 安藤博二
小田原市堀之内458番地
- 3 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月26日提出

小田原市長 守屋輝彦